

2020年第2回教育委員会定例会 会議録

日 時 2020年2月25日(火曜日)午前9時30分～午後1時00分
場 所 北栄町役場 第1委員会室
出 席 者 別本勝美教育長、光村哉智代委員、徳岡幸裕委員、竹信純一委員、吉田由香里委員
説明等の出席者 大庭教育総務課長、杉本生涯学習課長、妻由図書館長、岡崎中央公民館長
小田指導主事、浪花指導主事、中西指導主事、渡辺室長

会議の要旨

(開会)	午前9時30分
別本教育長	只今より、第2回教育委員会定例会を開催します。 会議録署名人です。事務局をお願いします。
事務局	光村委員、徳岡委員をお願いします。 (各委員了承)
別本教育長	行政報告について、教育長から報告します。 (資料により説明) ご質問等、ございますか。
竹信委員	リーディングスキルテストというのは県が主催するものですか。どこが作成するもの でしょうか。
事務局	戸田市中心にされていますが、荒木先生という方が提唱されている、リーディング スキルテストというものです。いろいろな問題のパターンがあって、一人一人の力に 応じて問題が変わっていくという形です。説明では視力検査みたいなもので、0.7 の基準で問題をクリアすると、どんどん難しくなっていきますし、間違えると簡単な ものになっていくという形です。児童生徒一人一人の読解力、文章と図形を一致さ せるというような推論する力等、7つ力を見るテストです。その機能が受け持つ て、インターネット上でできます。受験という形になります。受験をして、すぐに結果 が出ます。7つの力について自分がどうなのか、ということが出てきます。受験料と 集計を踏まえて、有料版でいくと1,500円くらいの価格が一人につきかかる形で す。県の方も今年2回、それに関わる研修をしています。力がわかって子ども達が 読み取る力、どこが弱いのかを知った上で、先生方が授業改善に活かしていくとい うような主旨で、研修を進めています。もう少し詳しく詰めていかないといけないか なあとこのところでは。
竹信委員	中学生全員を対象としていますか。
事務局	一応1,2年生を対象としています。やり方としては学校の取り組み易さで、ひよっと したら1年生が、前半後半というやり方もあるかもしれません。
竹信委員	全国学力テストの中にもリーディングはあると思いますが、兼ね合いはどういう風 になりますか。
事務局	いわゆる文章読解力というものとは、少し主旨が異なるところです。基礎的な読解

力を見ていくものです。ただし、問題は大人がやってみても相当難しいです。大人がするとどんどん正解しますから、上の問題になっていくので、中学生にできるかなあという感想を持ちます。

竹信委員 今後は、毎年実施するような方向ですか。中教審もテストを作っていますよね。いろいろな物がありますので、どれを基に進めていくのかというところで、わけがわからなくなります。いろいろなことをやることは悪くない部分ではありますが、その集約をどうするのかというところがあると思います。

別本教育長 主に今は、埼玉県の一部の市でやられているテストです。普通のテストのような感じに取れますが、その子どもの読解力がどの程度現時点で、身についているのかを診るためのものです。来年北栄町の中学 1 年生で、実施していこうということで、3 月議会で提案します。県内では初めてです。県も研修をして、やっていければという風にはしていますが、県が実施するというのではなくて、北栄町が実施をするというものです。今後については様子を見ながら、どうするのか考えていきたいと思っています。何年かは継続して実施していきたいなあと思っております。なかなか授業で、個人に挿入していくことは難しいですが、何らかの授業の中で手が入っていければなあと思っております。

竹信委員 中 1 で実施ということであれば、まず 1 学期は無理だと思います。内容読解ということになってくると、基本的には 1 年生で実施するにしても、2 学期後半というところになってくると思います。

別本教育長 今どれだけの読解力が、本人に身についているのかというものを診るので、授業を進めていって、この程度までできているなあというのを確認するテストではありません。中学校に入ったらすぐ実施して欲しいなあと思っています。戸田市では小学生がしています。この前大栄中学校で研修会をしていただきましたが、それを見ていると、私にはわかりません。

竹信委員 イメージが湧きません。基本的の中 1 だと、問いに対して答えるということだと思いますが、それだとあまり意味がないなあと思います。

事務局 国語的なもので、特定の教科に特化したものではなくて、数学的な問題もあったり、社会、理科の問題に関わるようなところの捉えをしてみたりというところなんです。既習で学んできたことの情報、文章がどう繋がっているのかというのを診るような形の問題です。

竹信委員 イメージが湧かないのはその辺りです。リーディングなので基本的には、英語の文章が書いてあるのを読み取るということであると、小学 6 年生の英語の段階では、書くとかそういうところはあまり重きを置いていなかったはずですよ。

光村委員 これは英語ですか。

事務局 英語ではありません。

竹信委員 そうですか。英語ではないのですね。

別本教育長 日本語です。

竹信委員 大きな誤解をしていました。

光村委員 小学校からどれくらい読解力がついているのかというのを把握するには、やはり中学校の初めにそういうことをして確認した方が、子ども達のレベルがわかって良い

と思います。

徳岡委員 パソコンでやりますよね。できる子は、次の問題へ進んでいくということですよ。

竹信委員 わかりました。

光村委員 全員にパソコンはありますか。

別本教育長 コンピュータールームで行います。最初に問題があって、正しい答えを出すと次は難しい問題へいきます。間違えると、下の問題へいきます。皆が同じテストを受けているということではありません。全員が違う問題を解いているという格好になります。

徳岡委員 知識がある子はどんどん難しい問題へ向かっていくし、そうではない子もいます。普通のペーパーテストで、「よーいドン」ではありません。テストのやり方が違います。

竹信委員 わかりました。イメージが湧きました。2 点目に登下校時の安全確保についてですが、スクールバスでの下校時に下種のことですが、より近いところで降ろしてあげよう、という配慮がなくてのことですが、栄保育所側の方に横断歩道があります。横断歩道のすぐ手前で、スクールバスを停めておられて、右から来る車がスクールバスで見えないですが、子どもが降りてくるのだろうかあとということで、添乗員さんが降りて確認しながらされていました。これは、よろしくないなあと思いました。多分配慮で、バス停ではないところで降ろしておられます。危ないと思います。以前、座談会であったように、スクールバスのスピードは直線距離で 60 キロではないですよ。常に 70 キロ近くで走っておられますよ。私も苦情を聞いて、「座談会の時に言ったのに全然変わってないじゃないか」ということで、指導が必要ではないかなあと思います。

光村委員 私の孫が北条小学校へ通っていて米里はバス通学ですが、横断歩道の手前でバスが停まって、反対側に渡る子ども達が横断歩道を渡ろうとした時に、後ろから車が来ているのが見えないので、本当にギリギリで跳ねられる寸前で、すごく危ないことがあったということを孫が報告してくれました。学校でもこういうことがあったので気をつけましょうね、ということで話し合いはあったらしいです。それはバスの停まる位置が悪いのではと、私は思いました。運転手さんは子ども達が行くのは見えますが、横断歩道の前で停まると後ろから来た車は、何故ここでバスが停まっているのかわからないので行ってしまいます。そこは保護者で意見を言ってみたらと伝えましたが、バスの停まる位置というのは考えないといけないのかなあと思います。

徳岡委員 手前で停まって、少し歩かせたら良いと思います。

竹信委員 子どもが帰る時には、良かれと思って近くに降ろされたと思います。それが本当に良いのかどうなのかというのは、大きな問題です。そこで降ろした時に事故が起こった場合、誰の責任になるのかということが問われるのではないのかなあと思います。

別本教育長 良かれと思って停まって、子どもを降ろすということはありません。各自治会の保護者の方と話をし、停まる場所を決めています。

竹信委員 本来のバス停ではないところが、帰りの場合はここで停まりますよということで、保護者との了解の上で成り立っているわけですね。バス停でないところに実際停まっ

ていますので。

事務局 バス停というのは、路線バスのバス停ということですか。

竹信委員 登校時のスクールバスの停留所は、下種の集落センターです。実際に停まるのは、そこから保育所側のハウジングのところの、路線バスのバス停に停まります。おそらくそこだけではなくて、子どもの歩く距離を考えてということが、されているのではないのかなあと自分では把握しております。この前は本当に危なかったなあと思いました。だいたい横断歩道のすぐそばに停めるというのは、今の車は停まっても関係なしに追いついて走ってしまいます。添乗員さんはその時は降りておられました、本当に引かれてしまいます。どこかの県が実際にそれで亡くなりましたよね。やはり停める場所をきちんとしないといけないと思います。停留所の場所を皆が周知できていればわかりませんが。

事務局 確認してみます。

竹信委員 色覚検査の時に小学校で 90 数%受診というのは、視力検査ではなくて眼科健診の時にされているのでしょうか。個人情報の配慮のことも考えて、実施されているということでしょうか。

別本教育長 保護者の同意を取って実施しています。

竹信委員 はい、わかりました。

別本教育長 その他、ございますか。

徳岡委員 台湾との交流は、中国語ということで交流をされたのでしょうか。

別本教育長 国際交流員の方、台湾協会の方々に来ていただいて、通訳していただいています。

徳岡委員 わかりました。

別本教育長 英語を喋る子もいますが、基本は中国語と日本語です。

光村委員 乳児のことが書いてありますが、豆まきの豆を食べた子どもが、突然死したことがニュースで出ていました。小さい子に豆は食べさせないというのは、ルールで決まっていますか。豆をそのまま食べてしまったのでしょうか。噛まずに飲み込んでしまったのでしょうか。

事務局 そうだと思います。

光村委員 その時ではなくて、しばらく一緒に遊んでいる間に突然倒れて、亡くなってしまったというのがあるので、誰がどういう風に注意をしてやれば良いのか、本当に難しいなあと思いました。

別本教育長 0 歳～1 歳に豆を食べさせることは、無いですよ。

事務局 無いですね。以上児でも今は豆まきをしないでおやつの時間に、お皿に入れたものを座って食べています。遊んでいるということは、あり得ないです。炒った豆を食べさせるということはしていません。

光村委員 3 歳児だったと思いますが、普通は 3 歳児には豆まきの豆は食べさせないというのを、保育園で食べさせてということで事故が起こったと、ニュースでは言っていました。その辺りきちんと徹底していただかないと、危ないなあと思いました。

別本教育長 その他、ございますか。(なし)

事務局 続いて、各課から報告をお願いします。

事務局 (資料により説明)

別本教育長	各課からの報告は以上です。教育総務課関係で、ご質問等ございますか。
徳岡委員	大栄中学校の問題行動の1人というのは、何年生ですか。
事務局	1年生です。
徳岡委員	いつもの子だということですが、相手の方は代わっているけれども、やってしまう子はいつもの子ということですか。
事務局	はい。
徳岡委員	わかりました。いつもやられている子がいるということになってしまうと、特定の子になってしまったら、まずいなあと思いました。対象者は、バラバラということですね。
事務局	はい。
徳岡委員	わかりました。
別本教育長	やられっぱなしではないということです。
竹信委員	不登校が多くなっていますが、不登校の中でフリースクールの方に通っている子どもさんは何人おられますか。
事務局	2人おられます。
竹信委員	月2万円補助するという予算が出ていますが、管轄としては中部全体で、自宅訪問などを行っているのでしょうか。不登校の子どもさんをそこで学ばせようと思ったら、支援センターへ連れて行かないといけないのでしょうか。
事務局	はい、そうです。
別本教育長	学校には行けていないですが、行けるところがあれば行ってもらうということで、色々な選択肢を用意しているということです。
竹信委員	不登校なので家庭訪問は常にしていると思いますが、どの程度の頻度でされているのでしょうか。その辺りが見えてこないの、わかりません。
事務局	数だけを見てしまうと、確かにどういう支援がなされているのだろうかとなってしまいうので、今後この場で報告をしたいと思います。
竹信委員	2つ3つでも例を具体的に出していただけるだけでも、動きがわかるので安心します。聞かれることはありませんが、もしもあった場合にこういう対応をされていますよと伝えることができます。
事務局	ICTを活用した自宅学習支援が、北条中学校と北条小学校で1名ずつ活用されています。それを使って学習したかどうかということで、学校の方が出席とするかどうかの判断をされます。子どもに「やっておきなさい」と言って、モチベーションが続くものではないので、支援員が付き添われてその子の興味があることなどで、引きだしながら関係性を作られて、タブレットを使って勉強してみようか、というような関わりもしていただいています。少しずつその子に応じた支援をしているところです。
竹信委員	そのようなこととお話いただくと、学習面でもこういうことをされていますよ、ということ伝えることができます。
別本教育長	その他、ございますか。(なし) 生涯学習課関係で、ご質問等ございますか。(なし) 図書館関係で、ご質問等ございますか。(なし) 中央公民館関係で、ご質問等ございますか。(なし)

全体を通して、ご質問等ございますか。(なし)

4 議案へ入りたいと思います。

議案第2号 令和2年度教育委員会関係予算に対する意見について、説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

別本教育長 ご質問等、ございますか。

竹信委員 129 ページの各こども園の職員さんについてですが、臨時職員さんがたくさんおられることに、改めてびっくりしました。臨時の方というのは、退職された方がほとんどかもしれませんが、若手の方が子育てで辞められたという方もあるかもしれません。正規にこちらからお願いするということは中々難しいのでしょうか。

事務局 年齢的に受験の可能な方には、声かけはしますが中々ですね。

竹信委員 そういう中だと、中々大変だなと思います。臨時職員さんが大変ではないとは言いませんが、同じように仕事は一生懸命されていますが、研究など色々と進めていくとなると、チーフは全て正規職員が取られるだろうとは思いますが、なかなか苦しいなあと思います。調理師さんの配置の中でアレルギー対応者数は、各こども園にそれぞれおられると思いますが、そういうところも含めて配置をされていますか。数が多ければ、その分負担がかかるのではないのかなあと思います。

事務局 そういったことを配慮して、人数を増やしているというわけではありません。

竹信委員 そうですよ。それでやりなさいということですよ。ですが、現場としてはどうなのかなと、私としては思いました。本当に大丈夫なのでしょう。由良こども園の状況ですが、あの狭い中でアレルギー対応の調理をまたするという事です。時間的にも制限されます。その辺りがこれでできているということであれば、良いと思います。133 ページの地域で子どもを育てる体験活動補助についてですが、夏季休業中に地域で学習ボランティアさんを募って、勉強などを見ていただいて、その補助を出しますよということですが、主体はどこがされますか。誰がボランティアを集めて来られるのでしょうか。

事務局 後の方の要綱に出てきますが、前は地域学習支援という堅い名前でしたので、新たに名前を変更して、具体的な体験活動の中にも使えますよ、という形に変えさせていただきました。もっと使いやすい形であることを考えております。今の主体は自治会や、保護者の団体等で使用していただいております。

竹信委員 支払われる報償費というのは、1時間当たりの単価ですか。

事務局 それもありますし、教材などもあります。

竹信委員 はい、わかりました。小学校1年生の学級編成は、25人でしたでしょうか。

事務局 30人です。

竹信委員 大栄小学校は来年3クラスで、北条小学校が2クラスですよ。

別本教育長 北条小学校は、141ページ、大栄小は142ページです。

竹信委員 143ページに載っていますが、北条小学校の1年生62人というのは、支援学級が含まれているということで考えればいいですか。

事務局 そうですね。

竹信委員 2年生が79人というのは、1,2年生とも30人学級ですか。

事務局 はい、そうです。

竹信委員 北条小学校は 3 クラスですね。

事務局 そうですね。

竹信委員 そういう風に捉えるということですね。わかりました。

事務局 学校生徒の人数ですが、全クラス+2 で予算を取るための人数が挙がってきています。実際の来年度の見込みと人数が違っていました。143 ページの北条小学校については、令和 2 年度は 1 年生 63 人、2 年生 77 人、3 年生 67 人、4 年生 74 人、5 年生 64 人、6 年生 70 人で合計 415 人です。次に 144 ページの大栄小学校は、1 年生 67 人、2 年生 60 人、3 年生 75 人、4 年生 59 人、5 年生 68 人、6 年生 59 人で合計 388 人です。147 ページの北条中学校は、1 年生 56 人、2 年生 65 人、3 年生 66 人で合計 187 人です。148 ページの大栄中学校は、1 年生 54 人、2 年生 62 人、3 年生 55 人で合計 171 人です。

竹信委員 わかりました。特別支援学級が小中学校にはあります。大栄小学校の令和 2 年度の、6 という内訳はわかりますか。わからなければいいですが、その中に新たに弱視学級ができますか。5 年生に上がる子が弱視学級ですか。

事務局 そうですね。

竹信委員 その児童さんは、3,4 年生の段階での視力はどうだったのでしょうか。5 年生になる時に弱視学級ということですが、それまでに指導があったのか、学級に入られてから専門知識のある方の指導で対応した方が良いですよ、ということがずっとあったのでしょうか。5 年生になってからというのは、ちょっとなあと思いました。その辺りをきちんと見ていかないと、いけないのかなと思います。よろしく願い致します。次に中央公民館についてですが、かるたの制作というのも色々あります。私の妻の方も女性会の方で役をしております、女性会でもかるたを作っています。200 セットというのは、どこでどういう風に活用されますか。最後にコナン館を移転するという動きになっていますが、PRをコナン館だけにお任せするのではなくて、自分の部署でもコナンに関わることで、PRできないでしょうか。

事務局 200 セットは少ないというお話がありましたが、計画としましては両方の小中学校に、各クラス 1 セットずつ配布しようと思っておりますし、各自治会にも配布予定です。作ったら当然活用もしないといけないので、例えばシニアクラブでかるた大会をしたりですとか、小学校では学校の方で取り組んでいただいたりということも考えております。好評であれば増刷も考えております。

竹信委員 私の孫は年長の子がおりますが、こども園でかるたの絵札を見て、何回か言葉を言っていると覚えてしまいます。私よりも早く取ります。学級に 1 セット配布して、どう活用するかということですね。

事務局 各クラスに 1 セットでは少ないでしょうか。

竹信委員 各世帯に 1 つずつでも、配布しても良いのではないのでしょうか。活用方法の研究ですね。

事務局 ありがとうございます。また実行委員さんとも、話し合いたいと思います。

別本教育長 その他、ございますか。

光村委員 133 ページに新規事業で、ふるさとキャリア教育とありますが、具体的にどのような

ことをされますか。

事務局 小学校1年生から高校3年生までの取り組みを、ずっと持ち上がりで持っていくものです。学習状況や総合的な学習など、1年生だと頑張りたいことを記載して、実際学校生活はどうだったのか、学校生活最後にどうだったのかを記載して、ずっと高校3年生まで持ち上がっていくものを作るものです。それがキャリアパスポートの作成になります。学習指導要領が変わって、義務付けがされたので県内統一でしましょう、ということになりました。

光村委員 鳥取県がそういう風にされるということですか。

事務局 全部ですが、鳥取県も統一したものを作りましょう、ということになりました。後は学校が自由に変えられるところと、ここは県内統一しましょうというところがあります。

光村委員 それは自分が管理するのでしょうか。個人個人が小学校1年生から、パスポートを掛けて管理するのでしょうか。

事務局 学校が管理します。

光村委員 学校が皆のものを管理して、卒業したら渡してまた中学校で使用して、それぞれの高校にパスポートを出すのでしょうか。先生が管理するのでしょうか。

事務局 子ども達が行事等で記載して綴っていき、それをどう活用するのかというのは、今後の考えどころだと思います。管理をして学期末がくる度に少し出てきてということだと、あまり意味がないかなあということになってしまいます。

光村委員 どういう風に活用されるのかよくわかりません。ただ色々な行事があることを記載して行って、残しておくということですか。

事務局 取り組みやすい形といたら、学校現場の負担等々の話もあって、それとの兼ね合いもあると思います。今は自分が地域の色々な人と関わって、お世話になっているねという気持ち、大きくなったら変わったよねというような気づきもあります。自分のこれまでの動きを自分で評価していくということ、親から見ての励ましなども入れていながら、キャリア教育の一貫とふるさと教育ということで、地域とのかかわりを大事にしていながら、自分の足跡を残していき、系統的に見ていくということです。

光村委員 学校に負担がかかるような気がします。具体的に将来的な事のイメージが湧きません。

別本教育長 後でコピーして、委員さんへ配布して下さい。

事務局 わかりました。

竹信委員 フリースクールは全額補助するということですが、フリースクールの先生の子どもの関わりは、学びに来れる子どもに対しては授業をされます。問題は生活の状況とか子どもの家庭は、フリースクールの先生は家庭訪問されますか。そういうことも含めての補助ですか。

事務局 これは単純に利用料です。

竹信委員 フリースクールの先生は、家庭訪問などはされないということですか。

事務局 先生がどのような動きをされるのかわかりません。

竹信委員 授業をしようと思ったら、その子の背景とか色々なことをある程度掴んで、授業の事だけを話すのではなくて、色々なことの内容を先生も用意されないといけな

いのかなぁと思います。連携して色々な動きをしていかないと、中々できないと思います。

別本教育長 当然子ども達がフリースクールに通うわけですが、保護者との話はしっかりされていると思います。どこまでされているのかという確認は取っていません。学校の方とも確認をして聞いてみたいと思います。

吉田委員 その他、ございますか。

吉田委員 全体を通して良い事業をされていますが、広報費が出ていません。チラシを配る方法以外でも考えられたほうが良いと思います。せっかく良い事業をされているのにもったいないなぁと思います。私は使わないのでわかりませんが、SNSを使用するなりしないと、若い人達には伝わりづらいところがあるかなと思います。お金を掛ければ良いわけではありませんが、予算の中で広報の方法を、もう少し考えられた方が良いと思います。チラシの内容も若い人たちを呼び込むための工夫をして、配布された方が良いと思います。同じことをしていても新しい人は来ないと思います。それは教育委員会全体もですが町全体でも、足りないところなのかなと思います。

事務局 ありがとうございます。一番難しいところです。北栄町全体でいったら、そこはかなり努力しています。その現実がうまく繋がらない市町村自体が、多いのではないのかなと思います。北栄町の場合は広報専門員を置いて、チラシなども自分の課で作る場合もありますし、広報専門員の方をお願いしてチラシを作ってもらう方法と2つの方法があります。広報専門員の方が作ると難しいことはあまり書かずに、魅力的に引き出すことを大事にしながら作られます。かなりプロに近い方がされていますので、他の町よりは頑張っているのだらうなと思います。後は町放送、町報の活用、チラシがあります。ただこれも見られる人が限定されてしまいますので、現実問題どうするのかというところです。ホームページにも出していますし、様々な媒体を使ってできる限り出しています。SNSもNPOまちづくりネットさんがラインを使用して、登録された方に流されています。ほくほくプラザでは、登録していただいた方には全部チラシを出しています。ただそれも中々町全体の動きになると、予算的な問題もありますし賃金的な問題もありますので、非常に難しいなぁというところもあります。良い方法があったらアイデアをいただきたいなぁというのが、正直なところですので、よろしくお願い致します。

吉田委員 目線を変える方向も、考えていかないといけないかなぁと思います。

事務局 すごく良いアイデアだと思います。

吉田委員 でも興味のある人は来られますよね。

事務局 興味のある人に、どう繋がっていくのかというところですね。

吉田委員 私もこの前企画しましたが、興味のある人は来ましたが、この人たちをどう繋ぎとめるのかということもあります。

別本教育長 ありがとうございます。その他、ございますか。(なし)

議案第2号について、今お聞きした内容を反映しながら実施していくということでもよろしいでしょうか。(承認)

議案第3号 北栄町立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、

議案第 4 号 北栄町共同学校事務室運営要綱の制定について、
 議案第 5 号 北栄町共同学校事務室運営協議会設置要項の制定について、関連
 しますので一括して説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

別本教育長 議案第 3 号について、ご質問等ございますか。

光村委員 北条中学校を中核の学校ということで、案として考えていらっしゃるということですか。

事務局 はい、そうです。

光村委員 中核学校というのは、毎年同じ学校になりますか。変わりますか。

別本教育長 主幹がいる学校という形になりますので、今本町の事務で主幹が配置されているのが、北条中学校と大栄小学校という形になります。後は共同事務をするための、事務室を設置します。事務室に皆が寄れるような場所でないといけません。今考えているのは、北条中学校の事務室を考えています。小学校には事務室はありません。職員室の中に事務員さんがおられます。

光村委員 例えば人事で大栄中学校に、そういう中心になるような事務員さんがおられるようになれば、今度は大栄中学校になりますか。

別本教育長 そういうこともありますが、大栄中学校の事務室はすごく狭いです。特別に部屋を設置しないとイケないという形になります。ここ 1,2 年は、北条中学校に主幹が配置されます。取り敢えずは北条中学校で、今後どうするのかというのは、検討課題になると思います。

光村委員 北栄町なら、どちらが中心というわけではありません。どこでも良いのかなあと思いました。

別本教育長 町によっては、役場の庁舎内にそういう事務室を設けて、されるところもあります。いろいろな事務機器の環境を整えないといけません。

徳岡委員 パソコンだけ持って、移動するわけにはいかないのですね。

別本教育長 パソコンも、そういうネットワークに入れる環境でないとイケません。

徳岡委員 わかりました。

竹信委員 室長がいるところには、事務職員の補佐が入るわけですか。

別本教育長 国が配置します。

竹信委員 例えば来年度必要な教材や消耗品がいるという場合は、ここで話し合いをして予算要求が挙がってくる話になるわけですか。どのような形になりますか。

事務局 各学校で予算を挙げていただきます。学校の事務室で使う分に関しては、そこで予算を挙げていただきます。

別本教育長 その他、ございますか。(なし)

議案第 4 号について、ご質問等ございますか。(なし)

議案第 5 号について、ご質問等ございますか。(なし)

議案第 3 号から 5 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認)

議案第 6 号 北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

別本教育長 | ご質問等、ございますか。

竹信委員 | 何故、このような必要があるのでしょうか。直接保護者へ渡して、保護者から給食費を納入してもらおうということではなくて、給食センターへ出して、残りの差額を出してもらおうということですが、何故こういう風に変えられたのでしょうか。

事務局 | 保護者の方からすると、一度払わないといけないということと、不平さがあるということ、滞納になる可能性もあるということです。やはり給食費として支払われたものについては、給食費でということになります。

竹信委員 | 滞納になる可能性もありますが、今は無いということですね。入ってきた要保護、準要保護の費用については、保護者にこの金額はいただきましたよということが、本来は筋ですよ。きちんと自分の通帳などで、支払ってあることを確認した上でということですが、これを差し引かれてしまうということに関しては、了解を得るのでしょうか、それは良いのでしょうか。保護者にきちんと、領収書を切らなくても良いのでしょうか。

事務局 | 例えば児童手当にしても、渡さずに給食費にということもできます。目的に合ったものであれば可能です。特に給食費として支援するものであるのもので、それを直接給食費として、うちの方ですることは問題ありません。

竹信委員 | 主旨としては、町の方が国から振り込まれるのは、この家庭についてはこの金額ですよ、というものがそもそもありますよね。

事務局 | 準要保護は、今はありません。

竹信委員 | 要保護ですね。その金額はどこに入りますか。町に一括して、何人分かの要保護の費用が入ってきて、保護者の通帳に基本的には振り込まれますよね。

事務局 | 国からもらってというわけではありません。町が支払いをします。

竹信委員 | 保護者が入っていることを確認されても、そこから給食費をいただくということであれば、きちんと要保護の手当としては、保護者に付きますよね。給食費の方に持って行ってしまったら、その金額は残りますか。

事務局 | 支給決定を出します。

吉田委員 | 保護者にしてみたら、そこは任せの方が楽です。

竹信委員 | 保護者によって考え方は、いろいろだと思います。別のことに使うというのがね。

吉田委員 | 私もそれは、気をつけた方が良くないかなと思います。実際に町からもらうものを、また町に支払うのなら、町同士でやり取りをしてもらっても良くないかなと思います。

竹信委員 | そこを皆保護者に了解を取って、ということですよ。

吉田委員 | もちろん、そうですね。

別本教育長 | これは後から支払うものですよ。

事務局 | そうですね。

別本教育長 | 年3回学期末に支払うものです。最初に払っていただいて、要保護、準要保護の費用は、町は後からお返しをするという形です。初めに支払うのは、入学準備のためのお金だけは支払います。後は事後払いになります。

竹信委員 | 変な話が、給食費だけではありません。例えば修学旅行費、教材費など意外と大変です。部活動道具などにしても、なかなか払ってもらえなくて、これを充てにされている方がたくさんあります。本当は給食費以外も欲しいと思います。

別本教育長	その他、ございますか。(なし)
	議案第 6 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認)
	議案第 7 号 北栄町自治会等地域ボランティア学習活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
別本教育長	ご質問等、ございますか。
光村委員	自治会が企画して、実施するものに対してのことですよね。例えばその地区の子ども会が、キャンプをしますなどではダメだということですよね。子ども会が主催するようなことは、ダメですよね。
別本教育長	3 条に記載していますが、自治会、自治会PTA、地域の有志、団体という形にしています。自治会だけということではありません。
光村委員	地域でPTAが子ども対象に、キャンプしますよと言ったら請求できるということですか。
別本教育長	使えます。
事務局	3 日以上です。単発ではなくてやはり長期休暇期間に、ある程度子ども達を見ていただきたいというのがあります。そういうのを入れながら、取り組んでいただく形です。
別本教育長	キャンプもして、学習支援もしてということですか。
事務局	夏休みの作品を作ったりなど、しておられるところもあります。
別本教育長	別に、連続でなくてもよろしいです。
徳岡委員	習字や絵も子どもを集めて指導して下さる人を、自治会長会の時に聞いたことがあります。自治会PTAという話になったら、なかなかです。ただ、わかりやすくなったかなあと思います。
吉田委員	参加する自治会が少ないということですよね。
事務局	はい。今は 5 自治会くらいです。
徳岡委員	イメージしづらい、ということはありませんか。
吉田委員	大変ですよね。
光村委員	大島で夏休みにやっておられたのは、対象ですか。
徳岡委員	例えばこういうところでは、こんなことをしましたよと事例を挙げると、できるかもしれないとなるかもしれません。
吉田委員	子どものためを思って大人が何かをするということと考えられることは、なかなか自治会ではありません。もしもコミュニティ・スクールで関わりがあれば、少しずつ増えていけば良いかなあと思います。そのための改正であれば、すごく良いかなあと思います。
別本教育長	なかなか学習支援となると、勉強を教えないといけないとってしまいます。少しハードルが高くなってしまいます。
光村委員	そうですね。
竹信委員	他の事業との絡みはダメですか。保全会で田んぼの種まき、田植えの指導、稲刈りの指導、餅つきなどを指導者として、今は時給 700 円でボランティアの方とされています。例えば 2 人ほど指導者にあてて、謝礼の方できちんとお支払いするという

ことは可能ですか。

吉田委員 長期休業中ですからね。

竹信委員 長期休業中だけですか。年間通してだとダメですか。

徳岡委員 夏休みなどの期間ではないでしょうか。

竹信委員 そうですか。難しいですね。

吉田委員 地域で育てるという意味ですよね。

竹信委員 そうですね。

別本教育長 その他、ございますか。(なし)

議案第 7 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認)

議案第 8 号 北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱及び北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

別本教育長 ご質問等、ございますか。(なし)

議案第 8 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認)

議案第 9 号 北栄町部活動のあり方検討委員会設置要綱の制定について、説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

別本教育長 ご質問等、ございますか。(なし)

議案第 9 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認)

議案第 10 号 北栄町休日保育事業実施要綱の全部改正について、説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

別本教育長 直接のやり取りと、就労証明書の提出を義務付けるということが、大きな改正要因となっております。ご質問等、ございますか。(なし)

議案第 10 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認)

徳岡委員 本当は就業していないのに、預けた人がおられたということですね。

事務局 預かっている側としては、なんとなくそれがわかったりするみたいです。

吉田委員 これは、失くすわけではありませんよね。本人とババール園がやり取りするので、北栄町は入らないので、無くなるというわけではありませんよね。

事務局 無くなりません。

別本教育長 議案第 11 号 北栄町「子どもの豊かな育ちと学びを支援する連絡会」要綱を廃止する訓令について、説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

別本教育長 こういう会を設けていましたが、自主的に他の会に変わることができているということで、廃止をしたいということです。ご質問等、ございますか。(なし)

議案第 11 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認)

議案第 12 号 第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について、説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

別本教育長	ご質問等、ございますか。(なし) 議案第 12 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認)
事務局	議案第 13 号 北栄町教育行政評価委員の委嘱について、説明をお願いします。 (資料により説明)
別本教育長	ご質問等、ございますか。(なし) 議案第 13 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認)
事務局	議案第 14 号 北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について、 議案第 15 号 北栄町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、合わせて の説明をお願いします。 (資料により説明)
別本教育長	ご質問等、ございますか。(なし) 議案第 14 号、15 号について、承認でよろしいでしょうか。(承認) 5 協議事項へ入りたいと思います。 北栄町学校業務改善プランの策定について、説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
別本教育長	業務改善と言いますか職員の働き方改革においては、来年度から月45時間以内、 年間 360 時間以内というのを、国がそういう形で求めています。次回 3 月の定例 会で、議論していただこうと思っております。規則を改正して、制定させていただき たいと考えております。それを実現するための、改善プランという位置づけでもござ いますので、いろいろと皆さんの方からご意見をいただければなあと思っておりま す。ご質問等、ございますか。
竹信委員	1 ページのところに、5 つの削減目安の取組内容が記載してありますが、現状として 1 人当たりの時間外はわかります。具体的にどの部分で、時間が多く使われている のかわかりません。1~5 の取り組みを、少しずつ時間を減らしていきたいというの はわかりますが、実態がよくわかりません。次に 2 ページについてですが、具体的 には各小中学校が取り組みをしていますが、教職員各自が月 1 回「帰らーDay」を 設定しましょう、ということで早く帰りましょうということは良いと思います。ところが 実際に蓋を開けてみると、5 ページの北条小学校だと、1 週間に 1 回は午後 6 時 30 分までに、帰る日を設定しましょうとのことですが、大栄小学校だと午後 8 時ま でに退勤しましょうとのこと。わけがわかりません。次に 6 ページの大栄小学校 の業務の見直しについてですが、2 学期制導入について検討していきましょうとい う取り組みがあります。この学校はするけど、この学校はしないというのはどうなの かなあと思います。どの学校も検討しましょうとすべきです。教育委員会としても 念頭において、メリットデメリットについてやってみましょう、ということならわかりま すが、その辺り各学校任せのところがあります。それぞれの学校の時間外勤務の総 時間数が、右上に記載してあります。大栄中学校は 1032 時間、ところが北条中学 校は 795 時間です。約 200 時間違いがあります。小学校は 1200 時間近くあり ます。どういう風に考えていくのでしょうか。現状に基づいて各学校が 1 ページにあ るように、時間外業務を減らしていくということで良いのか、それとも学校の時間数

のオーバーはあるけれども、このくらいを目安にやっていきましょうよ、という風にしていた方が良いのか、というところですか。もう少し北栄町内で調整ができないかなあと思いました。

別本教育長 目標の勤務時間の総数です。各学校によって教員の数は違います。一概に全体の数字ということではありません。委員会としての目標は、令和4年度で1人当たり小学校は32時間、中学校で41時間を目標にしたいと思っています。後は各学校で実現するための取り組みとしては、各学校独自性というものも必要になると思います。絶対これをやりなさいということで、教育委員会として強制するのも、いかなものかなあというところでの書き方です。

竹信委員 各学校でこういう風に取り組んでいくのであれば、きちんと定期的に教育委員会で今の実態報告を挙げていただかないといけないと思います。どういう風になら変わったのか、どういう風に意識が高まってきたのかは、やはり必要なことです。こまめに報告をいただくと、良いなあと思います。

別本教育長 毎月の教育連絡会で、各学校の1人当たりの勤務時間の平均は、報告をいただいております。

竹信委員 合計の時間数も大事ですが、中身の部分でどのくらい軽減されてきたのかなど、その辺りがわかると良いかなと思います。

別本教育長 当然計画を作っただけではなくて、その後のフォローアップというのも必要です。毎月が良いのか、四半期ごとが良いのか、半年ごとが良いのか、定期的な報告を求めて計画が達成できるように、やらせていただければなあと思います。

竹信委員 5ページですが、北条小学校の泊を伴う勤務等の勤務割り振りを適正に行い振替の取得を促すということですが、取れていないということでしょうか。このようなことを挙げるといことは失礼なことですか。取らせないとはいけません。取れなかったというのは誰に責任があるのかといったら、最終的には校長先生がきちんと取らせるようにしないとはいけません。これが文言に挙がってくること自体が、おかしいことだと私は思います。

別本教育長 案の段階ですので、もう少し議論して最終的なものにしていきたいと思います。

徳岡委員 学校の先生の働き方というのは、全国レベルの問題です。北栄町の改善プランというよりも、鳥取県職員としての改善プランを策定した方が良いのではないのでしょうか。逆に学校の先生は仕事が多いということですので、事業仕分けではありませんが、学校でやるべき仕事とそうではないことを、県レベルで仕分けてあげないと、いけないと思います。父兄からしてみれば、学校の先生がしてもらえるとということであれば、すごく助かりますし、何でもかんでも学校にお任せしているというところがあります。目標を掲げるのはわかりますが、本当は仕事を持って帰るのはいけないんですが、場所を変えるだけのことになってしまいます。根本的なところからすると、本来国レベルでやらないといけないことができないのであれば、県レベルでやらないといけないのかなあと思います。町レベルですと言っても、県の職員さんですから異動されます。もう少し踏み込んでいかないとなあと思います。実際のところは、学校の先生方の仕事量が、減らないのではないのかなあと思いました。これはこれで良いのかもかもしれませんが、もう一つ他のところで対策を考えないと、学校の先生に

なる人が無くなってしまふような気がします。もっと上のレベルの話になってしまうの
かもしれません。8 時までには帰ろうよって、これは異常ですよ。常時 8 時なんて、あ
りえない話です。

別本教育長
徳岡委員

常時ではなくて、いくら遅くても 8 時には帰りましょうということです。
全員が残っているわけではないと思いますが、遅くまで職員室に電気が付いてい
ます。国や県を巻き込んででも、別の方法を模索して下さい。

別本教育長

県レベルでの改善プランはそれぞれが出しています。県も出しています。さらに町レ
ベルでも改善プランを作って、やりますということです。ここで決定ということではな
くて、委員の皆さんからもご意見を伺いたいということです。何かあれば教えてい
ただければと思います。

その他、ございますか。(なし)

皆さんの方から、協議事項はございますか。(なし)

6 報告へ入らせていただきます。

要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給にかかる認定審査結果に
ついて、説明をお願いします。

事務局

(資料により説明)

別本教育長

ご質問等、ございますか。(なし)

来年度の 129 人というのは減っていますか。増えていますか。

事務局

昨年度に比べてマイナス 4 人です。

別本教育長

区域外就学及び校区外就学の認定について、説明をお願いします。

事務局

(資料により説明)

別本教育長

ご質問等、ございますか。(なし)

令和 2 年度 北栄町立小・中学校転任新任教職員着任式について、説明をお願い
します。

事務局

(資料により説明)

別本教育長

ご質問等ございますか。(なし)

令和 2 年北栄町議会 3 月議会の日程について、説明をお願いします。

事務局

(資料により説明)

別本教育長

ご質問等、ございますか。(なし)

皆さんの方から、何か報告事項はございますか。(なし)

7 その他(説明)

次回定例会の日程 3 月 24 日(火)13 時 30 分から

以上で、第2回教育委員会定例会を閉会いたします。
(閉会) 午後1時00分

令和 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員